

久喜市合併10周年記念映像作製等業務委託仕様書

1 名称

久喜市合併10周年記念映像作製等業務委託

2 委託期間

契約日から令和2年1月31日(金)まで

3 納期

令和2年1月31日(金)

4 納入場所

久喜市役所菖蒲総合支所

5 業務の目的

久喜市の合併10周年を記念し、久喜市が誕生してから10年間の主な出来事や風景の移り変わり、地域の歴史など、そして現在の久喜市の姿を紹介する映像を作製し、市内外に広く公開することで、さらなる久喜市の認知度向上と市民の郷土愛の醸成を図ることを目的とする。

6 業務内容

映像作製等に必要な業務及び付随する業務一式(企画立案及び資料収集・取材等)

- (1) 映像作成にあたっての企画立案を行うこと。また、企画に基づき構成及び台本(絵コンテを含む。)を作製すること。作製にあたっては、久喜市久喜ブランド推進課と協議すること。
- (2) 久喜市の魅力を分かりやすく魅力的に映像化すること。
- (3) 映像については、久喜市や久喜市観光協会等が提供する写真等の素材使用を妨げない。その際は、事前に権利者より、二次使用を含めた使用の許諾及び事後においても権利の主張を行わない旨の許諾を得た上で、一切の手続きを受託者において行うこと。また、二次使用に関する映像素材の出典等情報をまとめた資料及び権利者からの転載許諾書の写し等の二次使用が適正に使用されていることが分かる資料を提出すること。
- (4) 本映像に市民の出演シーンを取り入れる場合には、肖像権、意匠権その他権利等について撮影前に久喜市への了承を得た上で必要となる一切の手続きを行うこと。また、市民の出演シーンにあたっては、市民との協働作製とし、出演シーン

の台本作製や演技指導などを行うこと。

- (5) 撮影は業務用デジタルハイビジョン以上のカメラで撮影し、編集も撮影と同様の方式で行うこと。なお、久喜市等が保有する既存の映像素材の利用は可とするが、時代考証に留意し、必要なものは新たに撮影を行うこと。
- (6) 作製映像は、アクセシビリティに配慮し、高齢者や障がい者を含めたすべての人に理解しやすい内容にすること。

7 活用シーン

- (1) 国内外における展覧会、イベント、行事、講座などの MICE(企業等の会議、国際会議等)の場での放映
- (2) 久喜市が放映又は許可をしたテレビで見る映像配信サービス
- (3) 久喜市が放映又は許可をしたウェブ上での映像配信サービス
- (4) 久喜市が放映又は許可をした移動型通信端末で見る映像配信サービス
- (5) 久喜市が所有する施設内での放映
- (6) 久喜市が許可した団体への貸し出し(複製は不可)

8 作製物

プロモーション映像。ただし、使用シーンについては協議によるものとする。

※要件や構成イメージは別紙特記仕様書のとおり。

9 納品

- (1) DVD(NTSC) 1,000 枚
DVD は一般的な家庭用プレーヤーで再生でき、また DVD ドライブ付きパーソナルコンピュータで複製が可能な形式とすること。
- (2) 掲載用エンコードデータ 一式
※各コンテンツの映像を WMV 及び MP4 形式の動画配信データとして記録媒体(DVD-R 等)で納品
- (3) 映像シナリオ 2 部
- (4) 6の(3)に係る二次使用に関する資料
- (5) その他、提案事項による成果物 一式
※納品内容、個数については、再度、映像作製が完了後に委託事業者と打合せを行い決定する。

10 著作権

納品された映像及び画像の著作権(著作権法第 27 条・第 28 条に規定する権利を含む)、委託業務に関する計画書や報告書等は、久喜市に帰属する。また、成果品は、

7に基づき、久喜市が運営するウェブサイト等に随時使用、複製できるものとする。
例) 図書館での閲覧など

11 その他留意事項

(1) 一般事項

- ア 業務の遂行状況について随時報告を行うこと。
- イ 業務を遂行する上で必要な資料等は、受託者において入手するほか、必要に応じて随時貸与する。なお、貸与した資料等の複製の可否、返却等については、久喜市の指示に従うこと。
- ウ 委託業務期間はもとより委託業務期間終了後も、当該業務で知り得た機密、個人情報等の取り扱いについて、厳守すること。

(2) 業務体制

- ア あらかじめ久喜市と調整したスケジュールで行うこと。
- イ 作製作業にあたっては、委託業務を総括し、久喜市からの指示を受ける窓口として作製責任者を置き、市、関係者と円滑な事業進行管理や意思疎通に努めること。
なお、作製責任者と併せて、当該業務担当の業務従事者を確保し、これらは、画像や映像、音声などのマルチメディア情報を作製する上で必要な知識と技能を有しているものであること。
- ウ 編集内容の最終決定までには、久喜市の立会いのもと映像の試写を行い、訂正指示のあった箇所については、これに対応すること。

12 協議

この仕様書について疑義が生じたとき又は定めのない事項や細部の業務内容については、その都度、久喜市と協議すること。